

横浜国立大学特別聴講学生募集（2014年度第2学期）

平成26年7月15日

大学間で単位互換協定を締結することにより、他の大学等で修得した単位を所属する大学で修得した単位としてみなすことができる制度を単位互換制度とといいます。

この制度は、所属する大学以外の大学等で開設される授業科目の単位を修得した場合には、所属する大学で単位として認定され、学生にとっては、授業科目の選択の幅を広げることができます。

放送大学では、平成20年12月に横浜国立大学と相互に単位を互換する協定を結び、平成21年1学期から双方向による単位互換を実施しています。

これにより、放送大学の学生（全科履修生）は、単位互換協定を締結している横浜国立大学の授業科目を履修することができ、修得した単位は、放送大学の単位として認定されます。

注)

- 1 単位互換校で修得した単位は、60単位までを限度に放送大学の面接授業の単位として認定します。
- 2 放送大学での修得単位の認定は、単位互換校の成績評価の時期との関連により履修学期の翌学期（2015年度第1学期）に行いますので、引き続き翌学期（2015年度第1学期）も全科履修生としての学籍がある方しか本制度への出願をすることはできません。
- 3 単位互換校で修得した授業科目の単位により卒業要件を満たすことになる場合、履修学期（2014年度第2学期）ではなく、翌学期（2015年度第1学期）末の卒業となります。

1. 出願資格

- ① 全科履修生
- ② 本学の在学年数が1年以上の者
- ③ 放送授業科目において30単位以上を修得した者
(出願先「横浜国立大学」へ通学可能である者。)

2. 募集人員

募集人員を超えた場合は、本学において学生の選考を行う。

3. 出願期間

平成26年8月19日（火）まで【**期間厳守**】

4. 出願のための履修相談等

横浜国立大学における授業科目履修を希望する方は、単位互換の履修科目および履修要件等について神奈川学習センター窓口で確認・相談のうえ、「履修願・出願票」により申請してください。



神奈川学習センター
電話 045-710-1910